

## ボードゲーム研究会 会則

### (名称)

第一条 当会の名称はボードゲーム研究会とする。

### (目的)

第二条 当会の目的は、人間力の向上とボードゲームの普及の一助となることである。

### (活動)

第三条 当会は会の目的を達成するために必要な活動を行う。

また、活動継続のために会員の募集を行う。

### (拠点)

第四条 当会は鳥取大学内に拠点を持つ。

### (組織)

第五条 当会は会員によって組織される。

### (会員)

第六条 会員とは、本学学生であり入会手続きを行ったものである。

入会手続きとは、当会の目的に賛同しかつ入会の意思のある者が所定の入会金を納め、会員名簿に記載されることである。

第七条 会員は当会の活動に参加する権利の他に、以下の権利と義務を有する。

- (1) 当会の定例会・役員選出会に参加する権利
- (2) 会費の徴収、臨時徴収に応じる義務
- (3) 要請に応じて当会の活動に協力する義務
- (4) 役員会の決定に応じる義務

### (特別会員)

第八条 特別会員とは、本学学生ではないが当会の活動に継続的に参加する意思のあり、役員会が許可した者が入会手続きを行ったものである。

第九条 特別会員は、会費を支払わない。

第十条 特別会員は当会の活動に参加する権利と役員会の決定に応じる義務を有する。

第十一条 当会は役職として以下の2つを置く。

(1) 会長

(2) 副会長

役職についての会員を役員と称する。

第十二条 役員は12月1週の役員選出会で選出され、任期は翌年1月から12月末までである。

第十三条 役員は、会員が有する権利と義務の他に、以下の権利と義務を有する。

(1) 役員会の開催と別の役員を召喚する権利

(2) 別の役員からの召喚に応じる義務

第十四条 役員が空位となった場合は、直近の定例会後に役員選出会を開催し、役員の再選出を行う。

空位の役職は再選出まで会長または副会長が兼任する。

(会長)

第十五条 会長は、会を統括し代表する。また、金銭の出納を管理する。

(副会長)

第十六条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときその代行を行う。

(顧問)

第十七条 当会は、会長の委嘱により当会の目的に賛同する本学教員を顧問とする。

(定例会)

第十八条 当会は所定の曜日、時間に定例会を持つ。

第十九条 定例会の初めに役員会の司会のもと、諸連絡と提案に対する決議を行う。

提案は全ての会員が発することができる。

決議は多数決を基本とし、役員または役員会が採決する。

(役員選出会)

第二十条 12月1週の定例会後に現役員会の司会のもと、新たな役員の選出を行う会議を設ける。

この会議を役員選出会と称する。また新たに選出される役員を新役員と称する。

第二十一条 役員は役員選出会に出席する会員が少ないと判断したときは、役員選出会を次週の定例会後に延期することができる。

第二十二条 新役員は、各役員について、会員の中から立候補した者に対して役員選出会出席者の半数を超える賛成があった場合に現会長が任命する。  
立候補が無い場合は、会員の推薦による候補者に対して役員選出会出席者の半数を超える賛成があった場合に現会長が任命する。

(役員会)

第二十三条 役員は役員会開催の決定と別の役員の召喚を行うことができる。  
役員会は役員全員による会議である。決議は多数決を基本とし、会長が採決する。

第二十四条 役員会では以下のことを行うことができる。

- (1) 緊急の用件に対する決議
- (2) 臨時徴収の決定
- (3) 特別会員の許可
- (4) 会員、特別会員の除名
- (5) 規約の改正

(会員の除名)

第二十五条 役員会では、会の活動に支障をきたす会員または特別会員を役員会の全会一致をもって除名することができる。

(運営)

第二十六条 当会は会員から徴収される所定の入会金、会費で運営される。

(入会金)

第二十七条 入会金は入会手続きの際に支払う。

(会費)

第二十八条 会費は半期ごとに、随時徴収する。

(臨時徴収)

第二十九条 特に必要を要する場合、役員会の決定により、全ての会員から臨時徴収を行うことができる。  
ただし、年間で支払う臨時徴収の額は年間で支払う会費の額を超えてはならない。

(付則)

施行 平成 25 年 7 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日